○厚生労働省告示第二百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第九号の次に次の一号を加える。

九の二　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（第一号から前号までに掲げる者を除く。）

○厚生労働省告示第二百一号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

百分の九九・九五四三八七一六一

○厚生労働省告示第二百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十三項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1の(1)のウの義手用の項中「[33,400]」を「[33,600]」に、「[44,500]」を「[44,700]」に、「[35,600]」を「[35,700]」に、「[41,800]」を「[41,900]」に、「[32,500]」を「[32,600]」に、「[37,600]」を「[37,700]」に、「[31,500]」を「[31,600]」に、「[33,100]」を「[33,200]」に、「[13,000円]」を「[13,300円]」に改め、同義足用の項中「[86,300]」を「[86,600]」に、「[54,000]」を「[54,300]」に、「[97,800]」を「[98,300]」に、「[140,800]」を「[141,300]」に、「[52,300]」を「[52,600]」に、「[72,400]」を「[73,000]」に、「[115,400]」を「[116,000]」に、「[40,500]」を「[40,600]」に、「[43,200]」を「[43,300]」に、「[65,100]」を「[65,300]」に、「[22,600]」を「[22,700]」に、「[49,500円]」を「[50,000円]」に、「[54,200円]」を「[54,500円]」に、「[23,800円]」を「[23,900円]」に改め、同ウの㈱2中「[44,200円]」を「[44,500円]」に改め、同㈱3中「[7,500円]」を「[7,800円]」に改める。

別表の1の(1)のオの(ア)の義手用の項及び義足用の項を次のように改める。

義手用	A－1	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,800 8,850 19,900 5,050	
	A－2	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,600 11,600 13,600 6,550	
	A－3	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,600 12,600 13,600 4,700	
	A－4	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,450 11,500 13,300 4,600	
	A－5	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,100 8,750 12,700 6,600	
	A－6	セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,250 8,450 10,300 6,400	
	A－7	皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	3,800 3,850 3,300	
義足用	B－1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	21,400 35,300 14,800	
	B－2	木　製 アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	48,200 14,200 18,800 27,300 16,100	エアクッションソケットは、15,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,900円増しとすること。
	B－3	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	14,500 24,200 40,500 18,400	エアクッションソケットは、15,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、16,600円増しとすること。
	B－4	アルミニウム、セルロイド皮　革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,400 17,000 24,700 12,900	エアクッションソケットは、13,800円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,550円増しとすること。